

木更津商工会館管理規則

(目的)

第1条 木更津商工会議所の所有に係る木更津商工会館（以下「会館」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この会館の管理運営については、定款その他特に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理者)

第3条 この会館は、木更津商工会議所会頭が管理する。（以下「管理者」という。）

2 管理者は、会館の管理運営に必要な職員を置くことができる。

(使用者の範囲)

第4条 この会館を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）の範囲は、原則として木更津商工会議所の会員とする。ただし、会員の使用に支障を及ぼさない範囲において会員以外の者に使用を認めることができる。

(使用の制限)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当するときは使用を認めないものとする。

- (1) 公共の秩序、善良の風俗を乱す恐れがあると認めるとき。
- (2) 会館の美観を害する恐れがあると認めるとき。
- (3) 前各号にかかげる場合のほか、会館管理上不適當と認めるとき。

(使用の期間)

第6条 この会館の、研修室、第1実習室・第2実習室、集会室、会議室は一日又は半日を単位として使用させることができる。

2 使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用の手続)

第7条 この会館の利用者は、使用申込書（別紙）を提出するものとする。

(使用料等)

第8条 この会館の使用料については、別表で定める。

2 使用料は、使用申込の際に納入しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 研修室、第1実習室・第2実習室、集会室、会議室の利用については、次の各号の一に該当するときは、使用料を免除することができる。

(1) 官公署、公益法人等が社会福祉等のために使用したとき。

(2) 使用目的が商工会議所業務と密接な関係を有すると認められたとき。

(3) 前各号にかかげる場合のほか、管理者において減免することが適当と認められたとき。

(陳列場の使用)

第10条 この会館に木更津市及び近隣市の商工振興を図るために、物産の陳列場を設ける。

2 陳列場の使用者は、管理者の許可を受けその指示に従わなければならない。

(弁償)

第11条 この会館の使用者は、故意又は過失によって建物並びに備品を損傷又は、紛失したときは、直ちに管理者に届けなければならない。この場合修理費等一切の費用は使用者の負担とする。

(会計)

第12条 この会館の会計は、これを特別会計とする。

2 前項の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

本規程は平成7年2月1日より施行する。